

意見募集要領

「東大和市都市マスタープラン（改定案）」に係るパブリックコメントを実施します。

「都市マスタープラン」は都市づくりの指針となる計画であり、市では、現行の都市マスタープランの目標年次を迎える中、その改定を進めています。

このたび、計画の改定案をとりまとめましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、次のとおりパブリックコメントを実施します。

1 都市マスタープラン改定の目的

東大和市都市マスタープランを平成 27 (2015) 年 3 月に改定した後、市では、令和 4 (2022) 年 3 月に東大和市総合計画「輝きプラン」を策定し、東京都では、令和 3 (2021) 年 3 月に都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定を行いました。

この間、少子高齢化や人口減少の進展をはじめ、都市を取り巻く社会情勢は大きく変化し、都市づくりの転換期を迎えている中、「輝きプラン」を踏まえ、多くの人が住みたい・住み続けたいと思える都市づくりの指針となるよう本計画を改定します。

2 東大和市都市マスタープラン（改定案）の概要

改定案は、次に示すとおり構成します。

序章：都市マスタープランについて

改定の背景・目的、計画の位置付け、目標年次、計画の構成 など

第 1 章：現状と課題

社会情勢の変化、都市の現状、都市づくりの主要課題 など

第 2 章：全体構想

都市の将来像、都市づくりの基本目標、分野別方針 など

第 3 章：地域別構想

8 つの地域及び 2 つの地区のまちづくり方針 など

第 4 章：実現に向けて

実現に向けた体制づくり、進行管理と見直し など

資料編

改定経過、市民意見、用語解説 など

3 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

4 意見の提出期間

令和6年12月6日（金）から令和7年1月6日（月）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

5 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ（市政情報 → 広報・公聴 → パブリックコメント）
- (2) 文書閲覧 まちづくり部 都市づくり課（東大和市役所2階7番窓口）

6 意見の提出先、方法及び提出様式等

- (1) 提出先 まちづくり部 都市づくり課（東大和市役所2階7番窓口）
- (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参 まちづくり部 都市づくり課（東大和市役所2階7番窓口）
- ・郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市まちづくり部 都市づくり課 宛て
- ・FAX 042-563-5930
- ・電子メール toshikeikaku@city.higashiyamato.lg.jp
- ・電子申請（以下の二次元コードをスマートフォン等で読み取るか、記載のアドレスからアクセスしてください）



<https://logoform.jp/form/VfYv/822630>

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。
なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人：住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人：事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等：事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者名

エ 市内在勤の個人：勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人：在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 本計画に利害関係があると認められる個人：利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 本計画に利害関係があると認められる法人等：利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者名

※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

7 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和7年2月中を目途に東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

8 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。